

食安基発 1105 第 2 号  
平成 26 年 11 月 5 日

内閣府

食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長



食品健康影響評価に係る補足資料の提出について

平成 26 年 3 月 20 日付け府食第 234 号により提出依頼のありました過酢酸製剤及び構成成分の食品健康影響評価に係る補足資料につきまして、別紙のとおり提出いたします。



過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸  
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

厚生労働省

平成26年11月

## 目次

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸  
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

○平成26年3月20日付け府食第234号の補足資料の提出依頼について

I 補足資料1について . . . . . 1

II 補足資料2について . . . . . 1

[別添] 食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について  
(府食第234号, 平成26年3月20日)

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸  
及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に係る補足資料

平成26年3月20日付け府食第234号（別添）により依頼のあった標記については、以下のとおりである。

I 補足資料1について

【補足資料1】

以下の資料を提出すること。

Takayama S (1980). Report on a Carcinogenicity Study. Research Group, Ministry of Health and Welfare, Japan. Cancer Institute of Japan, Foundation for Cancer Research, Tokyo.

（「過酢酸製剤の規格・基準設定並びに構成成分の食品添加物指定要請添付資料概要」（株式会社ピースガード、平成25年（2013年）11月）の引用文献No. 110（European Union Risk assessment report/ Hydrogen peroxide, 2<sup>nd</sup> Priority List Volume:38（2003））において引用されている資料）

【回答】

以下の補足文献を提出する。

<補足文献>

Takayama S (1980). Report on a Carcinogenicity Study. Research Group, Ministry of Health and Welfare, Japan. Cancer Institute of Japan, Foundation for Cancer Research, Tokyo.

II 補足資料2について

【補足資料2】

上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。

【回答】

該当事項なし。



別添

府食第234号  
平成26年3月20日

厚生労働省医薬食品局食品安全部  
基準審査課長 殿

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長

食品健康影響評価に係る補足資料の提出依頼について

平成25年11月20日付け厚生労働省発食安第1120第3号をもって貴省から当委員会に意見を求められた過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤に係る食品健康影響評価について、平成26年3月13日開催の食品安全委員会添加物専門調査会（第128回会合）における審議の結果、別紙のとおり補足資料が必要となりましたので、平成27年3月末までに提出をお願いいたします。

なお、平成27年3月末までに補足資料を提出できないことが明らかとなった場合は、速やかに提出できない理由及び今後の対応方針について提出をお願いいたします。

(別紙)

過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の食品健康影響評価に必要な補足資料

	補足資料	要求の理由
1	<p>以下の資料を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• Takayama S (1980). Report on a Carcinogenicity Study. Research Group, Ministry of Health and Welfare, Japan. Cancer Institute of Japan, Foundation for Cancer Research, Tokyo.</li></ul> <p>(「過酢酸製剤の規格・基準設定並びに構成成分の食品添加物指定要請添付資料概要」(株式会社ピーズガード、平成25年(2013年)11月)の引用文献 No. 110 (European Union Risk assessment report/ Hydrogen peroxide, 2<sup>nd</sup> Priority List Volume:38 (2003))において引用されている資料)</p>	過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸、オクタン酸及びこれらを含む製剤の安全性評価に必要であるため。
2	上記1に関連する資料や考察があれば、併せて提供すること。	同上